

平成 27 年度 二国間クレジット制度案件組成事業(PS)及び 二国間クレジット制度に係る実現可能性調査(FS) 公募に関する質問に対する回答

【メールでの質問 (5/29~6/2)】

1. JCM 案件組成事業 (PS)

Q: 本年度に PS、来年度にプロジェクト設備補助事業の応募を予定しているが、PS の代表事業者と、プロジェクト設備補助事業における国際コンソーシアムの代表事業者が異なっても問題ないか。

A: PS の応募要件の一つに、来年度に JCM プロジェクト資金支援に応募いただき採択の見込みがある案件であることとしております。PS の代表事業者とプロジェクト設備補助事業における国際コンソーシアムの代表事業者が異なっても問題はありますが、異なる場合は、PS の応募提案書に、国際コンソーシアムの予定代表事業者名を明記ください。

Q: 本年度より PS は委託調査ではなく補助事業になったとのことだが、どのような意図があるのか。また、来年度以降も PS は補助事業となるのか。

A: PS は実プロジェクトを確実に組成頂くため、委託調査から補助事業に変更しました。来年度以降は未定です。

Q: 公募説明会での概要説明資料 8 ページの PS の内容で、「④ホスト国の関係者への理解促進のために効果的と見込まれる場合におけるホスト国関係者の日本への招聘、研修(事業実地視察を含む)の実施」と記載されているが、現地事業者だけを日本に招聘することは問題ないか。それともホスト国関係者は政府関係者に限定されるのか。また、招聘に係る費用について、経費区分・費目はどう考えれば良いのか。

A: ホスト国関係者とは、政府関係者に限定はしておりません。招聘・研修の目的が明確であれば現地事業者でも問題ありません。また、招聘に係る費用は、往復航空券代・日本での宿泊費・日本国内交通費は旅費に計上ください。

Q: 応募書類の様式自由②-3「事業計画等」でいう事業計画とは PS 自体の計画のことか、それとも実プロジェクトを指すのか。

A: 案件組成後の実プロジェクトの事業計画を指します。

Q: 交付要綱別表第 2 の中にはある事務費があり、上限(率)が決められている。別表第 3 では事務費の中に委託料が含まれている。一方、公募説明会では、外注費については、委託料としてで計上するようにとの指示があり、さらに FS(委託調査)とは異なり外注比率に制限はないとのコメントがあった。委託費の比率の制限はあるのか、それともないのか。

A: 交付要綱の別表第 2 には PS を除くと明記されており、別表 2 および別表 3 は、適用になりません。PS では委託料(外注費)の上限はありませんが、経費内訳の妥当性は審査項目に含まれております。

Q: MRV 方法論の作成を外注し、委託料に計上することを計画していたが、委託料に上限がある場合は、上限を超えるものは外注できなくなるのか。その場合は、MRV 構築を行う組織と必ず共同提案という形をとるべきとの理解いいのか。

A:FS(委託調査)では外注費の上限を 50%としていますが、PS(補助事業)では委託料の上限は設定していません。ただし、経費内訳の妥当性は審査項目に含まれます。

Q:PSの中で設備を試験的に設置する必要がある場合、その設備費や工事費は補助対象経費として認められるのか。また、試験設置や試験結果の解析等を専門業者に外注(業務委託)する場合、設備の購入や設置工事は業務委託の内容として認められるのか。

A:PSでは、設備費及び工事費は補助対象経費として認められません。また、設備の購入や設置工事も委託料(外注費)としての計上は認められません。

2. JCM 実現可能性調査 (FS)

Q:公募要領1(1)において、ホスト国の担当省庁等に対して、説明資料等を作成し説明することとあるが、タイの担当省庁はどこになるか。また説明の内容はFS調査の計画、結果の最低2回実施するのか。

A:ホスト国の担当省庁等への説明については、採択決定後に事業者様にご連絡する予定です。説明回数については特に定めておりません。

Q:委託費上限額は概ね1,000万円とあるが、提案時には多少超過しても問題ないか。

A:超過は原則として認めません。

Q:最終報告書及び調査報告サマリーの仕様および想定する分量はどの程度か。

A:仕様および分量については採択後の事務処理説明会で説明予定です。なお、昨年度FSの最終報告書及び調査報告サマリーを、GECのWEBに掲載しておりますので、参考までにご参照ください。

Q:財務状況について、H26年度分の決算報告が公となっていない場合(株主総会の決議が未了)、H25年度までの記載でよいか。

A:問題はありますが、H26年度分の決算報告が公となった時点で、追加提出をお願いすることがあります。

Q:「ハード対策事業計算ファイル」を用いてのCO2削減量の計算において、海外のグリッド電力削減に伴うCO2削減量計算のために使用すべきグリッド電力の排出係数はどの値を使用するのか。

A:グリッド電力の排出係数等は、原則事業者様が独自で調べていただくこととなります。不明な点があれば、以下のHPを参照ください。

IGES ホームページ (<http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=2137>)

Q:応募様式②提案内容【概要】において、「過去の調査事業の受託」および「他団体の調査事業への応募」の「調査事業」とは、具体的に何を指しているのか。

A:「過去の調査事業の受託」については、事業者様が、評価基準表5. 類似業務の実績として、加点評価の要素となりうると判断された内容を記載ください。「他団体の調査事業への応募」については、今回応募される案件と同一内容の調査案件を、環境省の他の公募或いは環境省以外の省庁・団体の公募に応募されるかどうか、という意味です。

Q:応募様式②提案内容【概要】において、提案者の海外事業実績に「ホスト国におけるその他の事業実績がある場合には必ず記載してください」とありますが、「その他の事業」はどのような実績を想定しているのか。また、「CDMプロジェクト開発件数」において、「開発件数」は「開発完了件数」なのか「開発を試みた件数」なのか。

A:海外事業実績については、本調査の実施内容に関係するものを想定しています。開発件数は、開発完了件数です。

Q:応募様式③調査費積算内訳に関して、経費区分間の流用、人件費・業務費間、または業務費内の

予算費目（諸謝金、旅費など）の間での予算の流用は可能か。

A:可能ですが、正当な理由等が必要になりますので、事前に GEC へ相談いただきます。

Q: 応募様式③調査費積算内訳に関して、一般管理費は上限 15%となっているが、採択決定後に一般管理費の根拠資料を提出する必要はあるのか。

A: 原則として根拠資料等の提出は求めておりません。採択決定後、事業者様より見積書を提出頂き、契約金額を確定します。その時点で一般管理費比率も決まり、この比率が精算時の上限となります。

Q: 「インドネシアにおける JCM 事業・調査に関する推奨事項」として、本件に応募する際にインドネシア側 JCM 事務局へ説明し、その後、環境省にその旨を報告することが推奨されています。2015 年 3 月 20 日のインドネシア JCM 事務局への事前説明会にて説明したが、当時設定したプロジェクト名称を、より具体化したものに変更し、本公募に応募する予定です。この場合、環境省へ報告は必要か。

A: プロジェクト名称変更だけであれば、環境省への報告は不要です。

以上